



島根県報

平成17年 8月30日 (火)
第 1,705 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報の一部改正	(総 務 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
公衆浴場入浴料金の統制額の指定	(薬 事 衛 生 課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
公有水面埋立免許の出願	(漁 港 漁 場 整 備 課)	3
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	4
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	5
道路の供用開始	(")	6

公 告

平成17年度毒物劇物取扱者試験の合格者	(薬 事 衛 生 課)	6
平成17年度前期技能検定 3 級の合格者	(労 働 政 策 課)	7
放置駐車違反管理システム賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	7

特定調達公告

税務総合オンラインシステム及び税務情報システムの運用業務委託に係る随意契約の相手方等	(税 務 課)	8
集束イオンビーム加工装置一式の調達に係る一般競争入札の落札者等	(産 業 振 興 課)	9
一般国道485号郡バイパス改築(改良)(仮称)山田トンネル工事に係る一般競争入札の実施	(土 木 総 務 課)	9
平成17年度における特定調達による建設工事の請負に係る競争入札の参加資格等	(")	12

教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教 育 庁 総 務 課)	13
-------------------------------	-----------------	----

雑 報

公益信託しまね女性ファンドの第13期の信託事務及び信託財産の状況	(環 境 生 活 総 務 課)	13
----------------------------------	-------------------	----

告 示

島根県告示第932号

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報(平成14年島根県告示第798号)の一部を次のように改正し、平成17年 8月30日から施行する。

平成17年 8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

表の毒物劇物取扱者試験の項口頭により開示請求をすることができる場所の欄中「」を「健康福祉部薬事衛生課及び保健所」に改め、同表の薬種商試験の項口頭により開示請求をすることができる場所の欄中「」を「健康福祉部薬事衛

生課」に改める。

島根県告示第933号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年8月30日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ウェルガーデンたんぼぼ	訪問看護	訪問看護ステーションウェルガーデンたんぼぼ	出雲市塩冶町1978-2	平成17年8月11日

島根県告示第934号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成17年8月30日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
佐々木 晋	外科	医療法人社団創健会松江記念病院	松江市上乃木3丁目4-1	平成17年7月29日
前田 篤慶	内科	西部島根心身障害医療福祉センター	江津市渡津町1926	平成17年7月29日
伊藤 孝史	内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成17年7月29日

島根県告示第935号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成17年9月6日から施行する。ただし、公衆浴場法施行条例（昭和23年島根県条例第72号）第1条の2第2項に規定するその他の公衆浴場の入浴料金については、この統制額は適用しない。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定（平成8年島根県告示第219号）は、平成17年9月5日限り廃止する。

平成17年8月30日

島根県知事 澄田信義

区分	大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
金額	350円	130円	70円

島根県告示第936号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、雲南市三刀屋町土地改良区の定款変更を平成17年 8月22日付けで認可した。

平成17年 8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第937号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から 3 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 出願人

松江市殿町 1 番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

2 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字由良1022番 4 から同924番 4 に至る地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次結んだ線及び ㉑の地点と㉒の地点を結ぶ春分秋分の満潮位（DL + 0.54メートル）における公有水面と陸地との境界線（国土調査時の陸海の境界線）により囲まれた区域

の地点 隠岐郡西ノ島町大字浦郷地内の四等三角点「浦郷」（北緯36度 5 分3.953秒、東経132度59分30.329秒、以下「原点」という。）から332度49分39秒、719.69メートルの地点

の地点 の地点から83度 8 分54秒、7.44メートルの地点

の地点 の地点から83度 8 分33秒、10.15メートルの地点

の地点 の地点から83度 8 分 2 秒、2.25メートルの地点

の地点 の地点から352度21分 6 秒、2.54メートルの地点

の地点 の地点から81度22分31秒、7.90メートルの地点

の地点 の地点から79度50分58秒、10.09メートルの地点

の地点 の地点から79度 7 分 2 秒、9.36メートルの地点

の地点 の地点から80度18分47秒、10.61メートルの地点

の地点 の地点から82度52分54秒、9.72メートルの地点

の地点 の地点から86度 5 分 9 秒、4.76メートルの地点

の地点 の地点から89度10分 8 秒、4.69メートルの地点

の地点 の地点から92度41分14秒、4.24メートルの地点

の地点 の地点から95度 7 分 8 秒、4.94メートルの地点

の地点 の地点から99度41分20秒、4.58メートルの地点

の地点 の地点から104度 6 分11秒、4.58メートルの地点

の地点 の地点から108度30分51秒、4.58メートルの地点

の地点 の地点から112度55分 3 秒、4.58メートルの地点

の地点 の地点から117度19分16秒、4.58メートルの地点

の地点 の地点から121度44分 5 秒、4.58メートルの地点

- ㉑の地点 ①の地点から126度1分11秒、4.33メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から128度25分29秒、4.87メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から133度30分22秒、9.47メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から138度49分8秒、15.59メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から141度49分21秒、4.12メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から141度42分51秒、10.03メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から141度0分36秒、10.08メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から139度35分29秒、10.12メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から137度40分22秒、10.16メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から136度5分54秒、6.82メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から181度59分49秒、2.78メートルの地点

ウ 面積

1,152.99平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字由良1022番4から同923番1に至る地先の県道及び町道地内、同1022番4及び同1023番2地内並びに同1023番2から同923番1に至る地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び、Jの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 埋立区域で定める原点から330度46分24秒、739.16メートルの地点

Bの地点 Aの地点から170度15分11秒、54.38メートルの地点

Cの地点 Bの地点から86度21分44秒、102.30メートルの地点

Dの地点 Cの地点から125度54分18秒、76.75メートルの地点

Eの地点 Dの地点から69度24分50秒、17.81メートルの地点

Fの地点 Eの地点から48度3分35秒、30.67メートルの地点

Gの地点 Fの地点から321度22分40秒、89.01メートルの地点

Hの地点 Gの地点から305度43分45秒、19.19メートルの地点

Iの地点 Hの地点から284度55分37秒、16.80メートルの地点

Jの地点 Iの地点から267度36分25秒、41.41メートルの地点

ウ 面積

13,204.20平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願年月日

平成17年8月3日

5 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び西ノ島町役場

島根県告示第938号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
雲南市	平成15年度～17年度	49枚	1冊	下久野 2	平成17年 8月18日
雲南市	平成15年度～17年度	43枚	1冊	川井 2	平成17年 8月18日
仁多町	平成15年度～16年度	39枚	3冊	三沢 2	平成17年 8月18日
仁多町	平成15年度～16年度	6枚	1冊	三成 4	平成17年 8月18日
益田市	平成 9年度～17年度	13枚	1冊	飯田 1 - 1	平成17年 8月18日
益田市	平成10年度～17年度	23枚	1冊	久城 2	平成17年 8月18日

島根県告示第939号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	186号	那賀郡金城町大字小国イ863番4地先から同地先まで	前	メートル 39.20～70.00	メートル 45.50	浜田土木建築事務所	災害防除工事 区域の一部追加
			後	39.20～72.00	45.50		
"	187号	鹿足郡日原町大字左鏡字嶽山川平2163番12地先から同字2164番46地先まで	前	32.00～105.00	148.00	益田土木建築事務所津和野土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	40.00～124.00	148.00		
県 道	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字別府字田ク口454番3地先から同町大字宇賀字知当130番1地先まで	前 A	10.00～14.00	140.00	隠岐支庁	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道移管
			前 B	3.50～5.50	132.00		
後 A	10.00～14.00	140.00					
後 B	3.50～5.00	132.00					
"	"	隠岐郡西ノ島町大字宇賀字知当130番1地先から同大字宇賀字知当145番3地先まで	前 A	12.00～42.00	130.00	隠岐支庁	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道移管
			前 B	3.50～5.00	154.00		
後 A	12.00～42.00	130.00					

"	木次横田線	仁多郡奥出雲町上三所 463番地先から同480番 地先まで	前	12.00~ 23.00	168.00	木次土木建 築事務所仁 多土木事業 所	道路改良工事
			後	15.00~ 34.00	168.00		拡幅
"	浜田作木線	邑智郡邑南町下口羽 2365番8地先から同地 先まで	前	6.00	6.00	川本土木建 築事務所	災害復旧工事
			後	10.00	6.00		拡幅
"	須川谷日原 線	鹿足郡日原町大字日原 字清水迫110番5地先 から同字110番8地先 まで	前	6.00~ 7.00	23.00	益田土木建 築事務所津 和野土木事 業所	災害復旧工事
			後	18.50~ 26.00	23.00		拡幅

島根県告示第940号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備 考
一般国道	187号	鹿足郡日原町大字左鐙字嶽山川平2163 番12地先から同字2164番46地先まで	メートル 148.00	平成17年 8月30日	益田土木建築 事務所津和野 土木事業所	
県 道	西ノ島海士 線	隠岐郡西ノ島町大字別府字田ク口454 番3地先から同町大字宇賀字来居145 番3地先まで	270.00	"	隠岐支庁	
"	浜田作木線	邑智郡邑南町下口羽2365番8地先から 同2365番21地先まで	18.00	"	川本土木建築 事務所	
"	須川谷日原 線	鹿足郡日原町大字日原字清水迫110番 5地先から同字110番8地先まで	23.00	"	益田土木建築 事務所津和野 土木事業所	

公 告

平成17年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成17年8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

3 4 5 12 21

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

23 25 28 29 34 36 37 43 47 48 50 52 68
69 76 77 83 106 110 113 115 122

平成17年度前期技能検定 3 級の合格者は、次のとおりである。

平成17年 8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

3 級技能検定

造園（造園工事作業）

近藤 充広 金津 隆 嶋田 正人 服部 剛志 武志さやか 小田中文男 岡 弘平
松井 恵 長谷川秋水 小笹 勝功

機械加工（普通旋盤作業）

古和 一将 小山 翔平 吉田 貴之 宮脇 一良 澁谷 勇貴

機械保全（機械系保全作業）

浅田 慎司 都 直明 土江 卓磨 片神 邦博

機械保全（電気系保全作業）

本田 純士

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

山口美智子 森山由美子 岡本あゆみ 長谷恵美子 山本 祥世 曳野 由利 三浦 一希
荒川 和憲 高木万里子 山根 麻依 売豆紀智美 中林九実子 池田 康子 井谷真由美
水野由貴菜 河本 淳美 佐野 弘美 青木 恵 若築 万友 橋本 春菜 高野 光代
周藤 恵子 中村 恵美 伊藤奈津子 岡田真理子 渡部 幸弘 澤江 宏子

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項の規定により公告する。

平成17年 8月30日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

放置駐車違反管理システム賃貸借契約

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14 借入品」、中分類「(2) 情報処理機器」に格付 A で登録された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置

を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話0852 - 26 - 0110 内線2235～2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年8月30日から9月8日までの間、上記3の(1)の場所において交付する。
(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年9月16日(金) 午後2時
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階入札室
ウ 開札 即時開札

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

詳細は入札説明書による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成17年8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

税務総合オンラインシステム及び税務情報システムの運用業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成17年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 島根支店長 村上 裕司
島根県松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
39,337,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 物品等の名称及び数量
集束イオンビーム加工装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成17年8月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
小西医療器株式会社出雲営業所 出雲市塩冶有原町5丁目59番
- 5 落札金額
金43,008,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成17年6月24日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 工事概要
(1) 工事名

一般国道485号郡バイパス改築(改良)(仮称)山田トンネル工事

(2) 工事場所

島根県隠岐郡隠岐の島町久見～山田地内

(3) 工事概要

本工事は、一般国道485号に建設する道路トンネル工事及びその前後の道路工事である。工事内容はトンネル掘削工、覆工、舗装工、坑門工及び明かり部の道路工を施工するものである。

工事内容 工事延長 967メートル(うちトンネル延長 915メートル)

幅員 8.50メートル(0.75+0.50+3.00×2+0.50+0.75)

内空断面積 48.6平方メートル

掘削工法 NATM(機械掘削)

(4) 予定工期

約30ヶ月間

(5) 予定価格

2,549,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

2 入札参加資格

次の要件を満たす特別共同企業体であること。

(1) 次に掲げる条件を満たし、かつ、島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成7年島根県告示第333号)第8条の規定により認定を受けていること。

ア 次の第1グループ、第2グループ、第3グループがそれぞれ1者により構成されていること。

第1グループ

次に掲げる要件を満たす者

㊦ 土木一式工事について、平成16年2月21日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)における総合評点又は総合評定値が1,250点以上であること。

㊧ 元請又は共同企業体の代表者として、過去10年間(平成7年8月30日から平成17年8月29日まで。以下同じ。)に延長500メートル以上で内空断面積40平方メートル以上のNATMにより完成したトンネル工事の施工実績があること。

第2グループ

㊦ 土木一式工事について、経営事項審査における総合評点又は総合評定値が1,000点以上であること。

㊧ 元請又は共同企業体の代表者として、過去10年間に内空断面積40平方メートル以上のNATMにより完成したトンネル工事の施工実績があること。

第3グループ

㊦ 土木一式工事について、経営事項審査における総合評点又は総合評定値が1,000点以上であること。

㊧ 元請又は共同企業体の構成員(共同企業体の構成員の場合は、出資比率20パーセント以上に限る。以下同じ。)として、過去10年間に完成した内空断面積40平方メートル以上のNATMにより完成したトンネル工事の施工実績があること。

イ 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、構成員のうち1者は監理技術者、その他の構成員は各々主任技術者を配置できること。

㊦ 1級土木施工管理技士又は土木工事業に関し、これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定したものであること。

㊧ 監理技術者又は主任技術者のいずれかは、元請又は共同企業体の代表者の技術者として過去10年間に延長500メートル以上で内空断面積40平方メートル以上のNATMにより完成したトンネルの工事経験があること。

㊨ 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。ただし、平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を所持している者につ

いては、監理技術者講習を受講しているものとみなす。

- (2) 各構成員が次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。かつ、土木一式工事について島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第2項の入札参加資格を有する者であること。

ウ 島根県税を滞納していないこと。

エ 公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱（昭和63年5月31日付管発第181号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局

〒690 - 8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎5階）

島根県土木部土木総務課建設産業対策室 Tel 0852 - 22 - 5185

- (2) 入札説明書の交付の期間及び場所

平成17年8月31日より平成17年9月20日までの間、(1)の担当部局において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (3) 特別共同企業体入札参加資格申請書及びその添付書類並びに2(2)の要件を満たすことを証する書類の提出の期間及び場所

平成17年9月1日から平成17年9月21日までの間に(1)の担当部局へ持参すること。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (4) 設計図書の配付の期間及び場所

競争参加資格があると認められた者であって、設計図書等の購入を希望する者に対し、平成17年10月5日から平成17年10月25日までの間、財団法人島根県建設技術センターにおいて有料で配付する。配付時間は、午前9時から午後5時までとする。

〒690 - 0012 島根県松江市古志原4丁目1 - 1

財団法人 島根県建設技術センター 総務課 TEL 0852 - 21 - 9918

- (5) 設計図書の閲覧の期間及び場所

平成17年10月4日から平成17年10月25日までの間、(1)の担当部局及び島根県隠岐支庁土木建築局（5階分室）において閲覧する。閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (6) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限

平成17年10月26日 午後1時30分（郵便による入札に当たっては、同月25日午後5時必着）

イ 場所

平成17年10月26日 午後1時までは(1)の担当部局とし、それ以降は(7)イの開札場所とする。

- (7) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成17年10月26日 午後1時30分

イ 場所

島根県松江市内中原町52番地 島根県職員会館 健康教育室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する者については免除する。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札者の決定を保留して入札を終了し、事後の調査により落札者を決定する。

この場合において、調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力しなければならない。

(7) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 契約の締結については議会の議決を要する。

5 Summary

(1) Subject Matter of Contract: Construction Work for the Yamada Tunnel (proposed name) Project

(2) Closing date and time for the submission of application forms and attached documents for qualification confirmation: September 21, 2005 by 5:00pm

(3) Date and time for the submission of tenders: October 26, 2005 at 1:30pm
(Tenders submitted by mail are due: October 25, 2005 by 5:00pm)

(4) For further information and tender documents, please contact:

Construction Industry Policy Office

General Affairs Division for Public Works

Department of Public Works

Shimane Prefectural Government, South Building

8 Tonomachi, Matue City

Shimane Prefecture 690-8501

Ph: 0852-22-5185

平成17年度において建設工事の請負に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

建設工事

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期限及びその更新の手続

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）及び島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号）に定めるところによる。

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 8月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第24号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第10中「同 布施村学校給食調理場」を「同 布施学校給食センター」に、「同 西ノ島学校給食共同調理場」を「同 西ノ島町学校給食共同調理場」に、「同 五箇中学校 学校給食共同調理場」を「同 五箇学校給食センター」に、「同 都万村学校給食共同調理場」を「同 都万学校給食センター」に、「同 西郷南中学校 学校給食センター」を「同 西郷南中学校 学校給食センター」に、「同 吉田学校給食共同調理場」を「同 雲南市吉田学校給食センター」に、「同 大和村学校給食センター」を「同 美郷町大和学校給食センター」に、「同 羽須美中学校 学校給食センター」を「同 羽須美中学校 学校給食センター」に、「同 瑞穂中学校 学校給食センター」を「同 瑞穂中学校 学校給食センター」に、「同 蔵木中学校 学校給食共同調理場」を「同 蔵木中学校」に改める。

別表第10の2中「同 六日市町七日市学校給食共同調理場」を

「同 六日市町六日市学校給食共同調理場」に改める。
同 六日市町七日市学校給食共同調理場」

別表第10の3中「同 学校給食共同調理場」を「同 仁多学校給食共同調理場」に、「同 横田町給食センター」を「同 横田学校給食共同調理場」に、「同 佐田町学校給食センター」を「同 佐田学校給食センター」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 9月 1日から施行する。

雑 報

公益信託しまね女性ファンド（第13期）信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、信託法（大正11年法律第62号）第69条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年島根県規則第41号）第6条の規定に基づき公告する。

平成17年 8月30日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目 4番 5号

三菱信託銀行株式会社

島根県の女性を主たる構成員とする団体により行った、魅力ある地域づくり活動10事業に対して計996,000円、男女共同参画社会づくり活動4事業に対して計1,026,000円、次代を担う人づくり活動10事業に対して計1,055,000円、水と緑豊かな環境づくり活動2事業に対して計563,000円、合計26事業3,640,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況(平成17年3月31日現在)

資産合計	金448,681,709円
負債合計	0円
正味信託財産	金448,681,709円